

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜粋）

（事業系一般廃棄物の処理）

第27条 事業者は、第7条の規定により定められた計画に従い、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、第21条第3項に規定する規則で定める基準に従わなければならない。

3～5 略

（事業系一般廃棄物等の保管場所）

第28条 規則で定める事業者は、その建物又は敷地内に再生利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に定める保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

（改善命令）

第31条 市長は、事業者が第27条第1項若しくは第2項又は第28条第1項前段の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

（報告の徴収）

第53条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第54条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。